

## 公益第 4 期

## 事業計画書

自 29 年 (2017 年) 10 月 1 日  
至 30 年 (2018 年) 9 月 30 日

宮城県石巻市中央二丁目 8 番 2 号

公益社団法人 みらいサポート石巻  
代表理事 大丸 英 則

## <要旨>

東日本大震災直後に最大被災地とも呼ばれる石巻市で設立し、公益認定を受けた団体として、「つなぐ 未来の石巻へ」をミッションとして公益事業を発展させる。

前期より、学識経験者を顧問に迎え、また、かどのわき町内会、大川伝承の会から新しく理事が就任したため、専門性を備え、かつ、震災伝承の当事者が参画する社団法人として、旅行業の取得によるパッケージ提供も視野に入れ、公益目的事業「防災・地域づくり事業」を推進する。

石巻市が震災伝承計画や震災遺構整備方針を策定し、行政・NPO・専門機関が連携して震災伝承体制を構築する機運が高まっており、震災伝承を担う中間組織の検討など、昨年度に引き続き「震災支援の連携から震災伝承の連携へ」活動を注力するほか、宮城県内の他地域や3県の祈念公園予定地における地域団体との協働体制づくり等を強化する。

南浜津波復興祈念公園予定地に位置する「南浜つなぐ館」は、前期の増築とICT活用による展示充実を経て、伝承拠点としても、行政と地域団体との協働事例としても認知度が高まっており、防災専門機関との協働事業により専門性を高め、市民主体の震災伝承活動を展開する。

収益事業としては、東日本大震災を伝えるためのドローンやVR活用などの地域活性化のモデルを、行政や関係機関からの業務委託を受けて各地に普及する。

また、公益社団法人として、南浜津波復興祈念公園や震災遺構におけるより良い市民伝承活動につなげる資金の呼びかけなど、法人運営体制を改善する。

### 1 公益目的事業

公益目的事業として、「防災・地域づくり事業」を実施する。「伝承・交流」「語り部」などの体験プログラムの提供、震災展示・交流スペースの運営、「安全・安心のまちづくり」（被災市街地の行政・関係団体と連携した防災促進、地域住民の災害対応力強化）、「地域づくりサポート」（市民主体での被災の実情と教訓が後世に伝承される体制構築）、「宮城県における防災教育」、「被災者支援の連携推進」の5区分の事業に取り組む。

団体発足から8期目、公益法人として4期目を迎え、「被災者の支援」、「災害の防止」、「地域社会の健全な発展」、「教育を通じた健全な人間性の涵養」等の公益目的を改めて法人内で共有し、公益社団法人としての体制を整えながら「防災・地域づくり事業」を推進する。

また、WEBサイト、Facebook等による公益事業の情報発信や、人的基盤・財政基盤の強化に取り組む。

### 2 収益事業

アプリやドローンによる空撮、映像編集等、ICTを活用して、協働事業提案を受けた各地でコンテンツ制作を行う。

### 3 管理部門

将来の祈念公園での活動継続を見据え、公益社団法人として適正な体制にて法人を運営する。

## <各事業の計画>

### 公益目的事業Ⅰ： 防災・地域づくり事業

#### 1 伝承・交流

主に関連する定款条項：第4条（2）（災害の防止）、および（5）（教育）

事業期間：平成29年（2017年）10月～平成30年（2018年）9月（継続）

対象：年間8,000名のプログラム体験者、20,000名の震災伝承スペース来訪、被災体験の聞き取り、資料の収集60名等

事業概要（「語り部」などの体験プログラムの提供、および震災伝承スペースの運営）

東日本大震災の体験を伝える「語り部」、被災地の「現在・過去・未来」がわかる「石巻津波伝承AR」アプリを活用した「防災まちあるき」や、学生向け特別プログラム「語り部さんと歩く 3.11」、被災地外からの交流プログラム受け入れなど、旅行業の取得によるパッケージ提供も視野に入れ、来訪者の要望に合致した防災啓発・震災伝承プログラムを開発・提供することで、教育旅行等の団体受け入れ増に向けた取り組みを実施する。

また、平成32年（2020年）に石巻市南浜津波復興祈念公園が設置され、石巻市が震災伝承計画や旧門脇小学校校舎、大川小学校旧校舎の震災遺構保存方針を策定し、震災を伝える取り組みが本格化しつつあることから、将来の伝承活動継続に向けた被災資料の記録、調査、被災体験等の聞き取り、そして、宮城県内の他地域や3県の祈念公園予定地における地域団体との協働体制づくり等を強化する。

祈念公園や遺構の整備には時間を要することが見込まれるため、石巻市中央地区、南浜地区で運営する震災展示スペースを継続運営・発展させ、不特定の来訪者に向けた災害記録の発信や防災意識の涵養の機会を提供する。

また、宮城県石巻市の他、岩手県・福島県にもそれぞれ復興祈念公園が整備されることから、被災3県の震災伝承を担う地域団体や個人との連携を推進し、協力体制づくりを図りながら、包括的な震災伝承の情報発信と風化防止に努める。

更に、「語り部証言17題 3.11のこと」他、東日本大震災を伝える書籍・DVD等を、石巻市への訪問視察者ほか、震災記録に関心のある石巻市への訪問視察者等へ直接頒布するほか、石巻市における震災体験やNPOによる災害対応等について、行政・防災関連組織や被災地外からの要望に応じて講演・発表等を行い、震災伝承・防災教育に努める。

#### 受益機会の公開

「語り部」等の体験プログラムに関してはWEBサイトに概要、パンフレットおよび申込用紙を公開し、誰でも申し込める機会を提供している他、中央つなぐ館は週5日、南浜つなぐ館は週2日以上開館し、誰でも無料来館可能な形で公開する。

#### 事業の質を確保するための方策

顧問の東北大学災害科学国際研究所所長から理事会などの機会での助言を得るほか、同研究所助教、名古屋大学減災連携研究センター准教授、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（人と防災未来センター）研究者、公益社団法人中越防災安全推進機構（長岡震災

アーカイブセンターきおくみらい) 担当者等、防災研究機関との共同研究の実施や、東北歴史博物館学芸員からの展示に関するアドバイスを受けながら、事業を推進する。

#### 期待される効果

- ・ 「語り部」、「防災まちあるき」、学生向け「語り部さんと歩く 3.11」等の震災学習プログラムの 5,000 名への体験提供、大川伝承の会の受け入れ調整 3,000 名
- ・ 災害記録発信や防災意識涵養のための東日本大震災メモリアル南浜つなぐ館への 15,000 名、震災伝承・交流スペース中央つなぐ館への来館者 5,000 名
- ・ 震災体験を伝える冊子「語り部証言 17 題 3.11 のこと」等の販売 300 冊
- ・ 石巻の災害対応や NPO の貢献等の発表等による防災教育の機会提供 5 回以上 等

財源：物販収益、民間委託費、助成金および寄付金

#### 主な資金の使途

業務担当人件費、伝承スペース減価償却費、消耗品費、語り部への謝金等

## 2 安全・安心のまちづくり

主に関連する定款条項：第 4 条（1）（被害者の支援）、（2）（災害の防止）、（4）（地域社会の発展）および（5）（教育）

事業期間：平成 29 年（2017 年）10 月～平成 30 年（2018 年）9 月（継続）

対象：中心市街地住民、避難訓練等参加者 50 名、アプリダウンロード 2,000 件など

事業概要（被災市街地の行政・関係団体と連携した防災促進、地域住民の災害対応力強化）

石巻市危機対策課、コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会と連携し、ICT を活用した防災促進と賑わい創出、地域住民の災害対応力強化等に取り組むほか、石巻市基盤整備課と連携し、復興事業の情報発信のための広報紙製作補助に取り組み、復興情報の周知を促進する。石巻市総合防災訓練への地域参画促進、近隣小学校との地域防災連絡会、事業主の防災取り組み補助など、津波により大きな被害を受けた石巻圏における防災の取り組みを推進する。

#### 受益機会の公開

事業内容を WEB サイトに公開するほか、「石巻津波伝承 AR」アプリはスマートフォン・タブレット端末の所有者は誰でもダウンロードできるよう無償公開する。また、石巻市防災訓練など、全市民に呼びかけが行われる機会に防災・減災意識を涵養する取り組みを行う。

#### 事業の質を確保するための方策

東北大学災害科学国際研究所助教等、防災研究機関による専門的なアドバイスを受け、防災標識の設置等を予定している石巻市と地域住民との連携を促しながら事業を推進する。

#### 期待される効果

- ・ 防災教育に資する「石巻津波伝承 AR」アプリの総ダウンロード数 15,000 件
- ・ 地域住民との石巻市防災訓練、シンポジウムへの参画 2 回 など

財源：民間業務委託費、寄付金等

#### 主な資金の使途

業務担当人件費、旅費交通費、印刷製本費等

### **3 地域づくりサポート**

主に関連する定款条項：第4条（1）（被害者の支援）、および（4）（地域社会の発展）

事業期間：平成29年（2017年）10月～平成30年（2018年）9月（継続）

対象：震災伝承関連団体を通じた石巻市民

事業概要（市民主体での被災の実情と教訓が後世に伝承される体制構築）

石巻市の復興プロジェクト「市民主体での被災の実情と教訓が後世に伝承される体制構築」を支援するため、行政からの復興支援員制度にもとづく受託等により、以下の地域づくりサポートを継続する。

#### 1 市民が支える震災伝承・防災

- (1) 復興祈念公園「参加型維持管理運営」検討協議会や地域団体等の調整
- (2) 人材の育成と市民団体の連携構築
- (3) 地域の子ども達への震災伝承
- (4) 質の高い震災伝承プログラム構築
- (5) 地域住民の参画による、失われた街の記憶や教訓、地域の支え合い等の再構築

震災遺構となる旧門脇小学校が位置するかどのわき町内会や、大川小旧校舎で伝承に活動に取り組む大川伝承の会、復興祈念公園予定地で活動する、がんばろう！石巻の会や復興祈念公園「参加型維持管理運営」検討協議会などと協力し、伝承に取り組む市民の力を活かし、復興基本方針にも掲げられた“「逃げる」ことを前提とした地域づくり”の実現や普及に取り組む。また、震災伝承や防災に伴い地域社会を健全に発展させ、伝承の担い手が継続的な活動を可能にするため、市民主体の自主財源獲得をサポートする。

#### 受益機会の公開

WEBサイトにより事業内容を公開するほか、震災を伝える活動の担い手が加盟制限なく参加できるネットワーク組織と協力し、より多くの受益者へサポートを継続するとともに、関係者への会議資料・議事録等の共有に努める。

#### 事業の質を確保するための方策

東日本大震災の他地域での先例参照、研修の参加、防災専門機関との協働などにより、地域の主体性を促す取り組みについて多方面から学びながら事業を推進する

#### 期待される効果

- ・ 震災伝承関連団体や地元町内会等との調整
- ・ 震災伝承拠点の運営や震災伝承プログラムの開催、ビジターズ産業ネットワーク震災伝承部会(震災学習体制づくりコンファレンス)開催による地域団体、国・県・市、学術研究機関等との協働体制の確立と事業実施体制の構築
- ・ 語り部等の主体的な参画による、復興祈念公園における継続的な活用を見据えた質の高い伝承プログラムの構築
- ・ 震災により失われた街の暮らしや記憶、避難時の教訓・地域の支え合い等を、地域住民の参画を得て後世への伝承を見据えた形で再構築
- ・ 他被災地域における震災伝承の担い手との継続的な情報共有体制の確立、協働による企

画展示やツアー開催、ノウハウの蓄積等

- ・ 英語での語り部実施希望者の育成

**財源**：行政からの業務委託費、寄付金等

**主な資金の使途**

業務担当人件費、役員報酬、賃借料、地代家賃等

#### **4 宮城県の防災教育**

**事業概要**

宮城県石巻市の小中学校に対して e コミマップ等を活用した防災教育を実施し、宮城県他地区においても展開する。

**事業の質を確保するための方策**

防災専門機関として宮城県の社会福祉協議会への支援実績を持つ国立研究開発法人防災科学技術研究所から専門的なアドバイスを受けながら学校における防災教育事業を推進する。

**財源**：民間からの業務委託費、寄付金等

**主な資金の使途**

業務担当人件費、旅費交通費、通信運搬費等

#### **5 被災者支援の連携推進**

**事業概要**

宮城県における被災者支援に関わる活動主体（自治体、復興支援員、NPO、自治体等）の連携を促進し、石巻市における連絡会の実績を活かして NPO のコミュニティ支援等の活動環境を整備するほか、東日本大震災における NPO の連携を通じた学びを広く発信し、大規模自然災害など、緊急支援を必要とする被災者支援の体制構築に貢献する。

**事業の質を確保するための方策**

支援団体が支援方針を共有するための連絡会を運営してきた実績を活かし、石巻市および宮城県の行政、他市町の間支援組織等と連携しながら、効果的な支援体制構築に貢献する。

**財源**：講演による収益、民間助成金、寄付金等

**主な資金の使途**

業務担当人件費、旅費交通費、通信運搬費等

---

## 収益事業 I : IT 事業

---

### 1 IT 事業

事業期間：平成 29 年（2017 年）10 月～平成 30 年（2018 年）9 月（継続）

対象：協働事業提案のある地域

事業概要（ICT を活用したコンテンツ制作）

ドローンによる空撮、映像編集、3 次元モデルの制作等、ICT を活用して、協働事業提案を受けた各地でコンテンツ制作を行う。

期待される効果

- ・ 震災を伝える ICT 活用手法のモデル性の伝達、普及
- ・ 東日本大震災の伝承による防災意識の涵養と連携地域との交流促進

財源：行政、民間委託費

再委託：「石巻津波伝承 AR」アプリ業者への機能追加委託

主な資金の使途

給与、旅費交通費、消耗品費、燃料費等

---

## 管理

---

### 1 法人運営

平成 27 年（2015 年）7 月 1 日に公益社団法人として認定された経緯を踏まえ、公益法人として、法令および公益認定等ガイドラインに沿った運営体制を構築する。

年 4 回予定の通常理事会において、事業計画、事業予算、各規約案の修正、承認を行うほか、定時総会において、事業報告・決算承認を承認する。また、東日本大震災の伝承に関わる個人や組織から正会員を募り、伝承の当事者からなる社団法人としてのガバナンスを強化する。

また、公益法人としての税制優遇や税額控除資格を活用し、東日本大震災民間伝承基金（仮）等の資金積み立てを呼びかけ、将来にわたって民間伝承活動が継続するための基盤づくりを開始する。

財源：会費、寄付金

主な資金の使途

役員報酬、官報掲載広報費、会計士支払報酬等